

19世紀プランデンブルクにおける近代村落社会の形成 —フリーデルスドルフ村を事例に—（1）

The Brandenburgian Modern Rural Society in the 19th Century: A Case Study from Friedersdorf (1)

山崎 彰
YAMAZAKI, Akira

キーワード：プランデンブルク, 土地貴族, マルヴィッツ家, フリーデルスドルフ村
key words : Brandenburg, landed nobility, von der Marwitz, Friedersdorf

はじめに

プランデンブルクなど東部ドイツ農村の近代化過程においては、土地貴族と農民の二元的社会構成が前者の支配的地位を維持したまま、19世紀の近代化においても生き残ることになった¹⁾。このため19世紀初頭のプロイセン改革に関しても、国家権力を背景に、旧土地貴族層によって特権的な経済的、社会的地位が維持されたことが、かねてから強調されてきた²⁾。しかし本研究が対象とするプランデンブルク地方では、曲折を経つつも市民社会化された村落社会が20世紀には成立していた。領主制の解体後に、個別的な農民経営に基づく村落社会が成立し、これが市民社会的な性格を帯びていたことに、その歴史的起源を求めることができるであろう。この時期のプランデンブルク農村社会の近代化過程を捉えた研究としては、ハルニッシュのマクロ的な視点からの著作が存在はするが³⁾、しかし村落や所領のレベルで、この過程を分析した研究は十分には存在しないようと思われる所以である。実際に地域を舞台としたミクロ的研究は、単なる事例研究以上の意味を持

つ。特に改革のリーダーシップのあり方や、農場経営や村落行政をめぐる紛争、利害調整など、領主と農民の相克の過程を描き出すことは、むしろ地域社会に即した分析によってのみ可能になる⁴⁾。そこで本研究ではマルヴィッツ家 (Familie von der Marwitz) の領地フリーデルスドルフ領 (Rittergut Friedersdorf, フリーデルスドルフ村によってのみ形成) を対象にし、プランデンブルク州立文書館に所蔵されるフリーデルスドルフ領文書⁵⁾を用いながら、以下の4つのテーマに焦点を当て、農村社会の近代化プロセスを検討することにしたい。

本研究ではまず農村社会近代化への胎動が農民経済の成長を踏まえながらも、18世紀後半以降の旧貴族家の主導権による領地改革から始まったことに着目したい。ヴォルフガング・ノイゲバウアーのプランデンブルク学校史研究は、絶対王政時代の農村学校の整備は王権のリーダーシップによるよりも、むしろ領主や農村聖職者など地域的身分勢力の努力によるところが大きかったことを解明したばかりか、近代的な学校形成の起点についても、

プロイセン改革時のフンボルト教育改革よりも、それに先立つ地域的な取組を重視していた。彼は、ロッホウ家レカーン領、ツィーテン家ヴストラウ領、マルヴィッツ家フリーデルスドルフ領など、プランデンブルクの名だたる旧貴族家の領地改革の中から近代的な村落学校制度が始まったと考えた⁶⁾。農村近代化にとって中核的なテーマである農業改革に関してまた、プランデンブルクの旧貴族家の領地改革は重要な役割を果たし、フリーデルスドルフ領はこの動向にも連なっていた。しかし土地貴族の領地改革の枠内で行われた近代化のプロセスには、自ずと限界が運命づけられていた。従って第1の課題として、土地貴族による改革の達成と限界の双方が明らかにされなければならないだろう。予め述べるならば、ナポレオン戦争とプロイセン改革によってこの限界が突破され、これを契機に改革主体として農民が登場した。以上を踏まえて本稿では次に、19世紀前半の農民による変革の動向を、農民の個別農場と村落行政の2つのレベルで検討することにしたい。

従って第2の課題は、領主支配からの個別農民農場レベルでの農民の自立化について論じることになる。その際に、プロイセン改革が「調整」(Regulierung) という方式とともに、「償却」(Ablösung) といういまひとつの方式を採用した意義を重視する。かつての「プロシア型近代化論」では、プロイセン近代化の特有性を、封建制社会の領主特権が有償償却によって廃止されたことで、土地貴族層が近代社会においても支配的地位を維持したことに求めていた⁷⁾。しかしここでは、領主権の無償廃棄（フランス革命のように）か、有償償却（プロイセン改革のように）かが決定

的に重視され、有償償却における法手続き上の問題はほとんど議論されることとなかった。これまでプロイセン農業史研究では、領主制の有償廃棄方式のうち調整を重視する研究が多くあったが、ハルニッシュの著書によるならば、プランデンブルクでは現実には償却によって解放される農民が調整の対象者を上回っており⁸⁾、フリーデルスドルフ領農民の場合も、領主制廃止は償却によって行われている。この「償却」という方法は、調整に比べて農民たちの交渉力がはるかに試される方法であったが、これまで農民の独立化に対して持つその意味は、十分検討されたことはなかったように思われるるのである。

第3の課題である村落行政レベルでの農民の自立化に関しては、村落学校の運営に着目する。プロイセン改革以後、賦役や貢租など領主の経済的権利が廃棄されたとしても、領主制の公的支配権、即ち教会・学校保護権、領主裁判権、領主警察権は、プロイセン改革でも法制度上は根本的な影響を受けることはなかった。しかしナポレオンの占領行政とプロイセン改革、さらに解放戦争の余波は、農村の権力関係にも重大な影響を与え、近代的村落行政形成に対しても大きなインパクトとなった。本稿では、プロイセン改革前との比較を意識し、領主と農民たちの学校行政への関与に焦点を当てて、村落行政形成のプロセスを追ってみる。

この学校の発展は農村社会の世俗化や市民社会化と不可分の関係にあった。フリーデルスドルフ領文書の中には、領主にせよ農民にせよ、市民社会的関係としての市民的公共圏に直接参加し、活動したとする記録は発見できないが、しかしその影響の痕跡を同領の社

会関係の中に見いだすことは困難ではない。そこで、当初土地貴族たちが主導して形成した公共圏が、彼らの思惑を超えて拡大し、これが学校をめぐる領主権と村落行政の関係にも影響を与えたことを論証したい。既に、コゼレックやフォーゲルの著作は、プロイセン改革期の行政主導の近代化政策においても、公共圏との協力体制の構築が重要な課題となっていたことを強調している⁹⁾。ただし彼らの著作がプロイセン改革研究としてどれほど画期的であったとしても、農村地域における公共圏の存在を実証的に明らかにしたとはいえず、このため伝統的農村構造の持続性を強調する従来の学説を覆すには至ってはいないようと思われる。しかし近年、プランデンブルク農村社会における領地裁判官、聖職者、教員、小作経営者など市民出身の専門家の演じた役割に焦点が当てられるとともに¹⁰⁾、農業結社や教員団体の形成など、プランデンブルク農村の市民社会化に関する実証的研究が現れている。フリーデルスドルフ領に関しても、プロイセン改革期に村落学校制度に重大な変化が見られ、この時期を境に農民たちによる村落行政の自立化傾向が鮮明となっていく。農村における市民社会の浸透と村落行政の形成は、農民農場の自立化と共に、農村の近代化プロセスとして評価することができるが、この過程への公共圏の影響について村落のレベルで検討する、これが第4の課題になる。

I 農民経済の成長

フリーデルスドルフ領では18世紀を通じて農民の地位の改善があり、これが前提となって19世紀における農村社会の変容があったゆえ、まずは農民経済の長期的な動向

を確認するところから始めよう。

三十年戦争はプランデンブルク農民経済に大打撃を与え、一般的趨勢としてこれより立ち直るのに約1世紀を必要としたが、フリーデルスドルフについても同様のこととはあつた。三十年戦争前にはフリーデルスドルフ村落は、8戸の農民（Bauern）の他に、コセーテ（Kossäten）と呼ばれる小農民16戸より成立していたが、1戸当たりの農場規模は前者が後者の3倍を誇っていた。しかし三十年戦争の惨禍を経てこのような構成は大きく変化する。戦場化によって双方ともにほぼ壊滅したが、戦後は再建の容易なコセーテ入植に中心が置かれたため、18世紀初頭までにコセーテ農場は16戸全ての入植が完了したのに対し、農民農場は3戸が再入植されるにとどまつた¹¹⁾。農民農場の減少分を領主農場が吸収して拡大したため、フリーデルスドルフ領の構成では大農層が後退し、これに代わって領主農場と小農コセーテ農場が対置される構造に変貌する。しかもコセーテたちは当初は農場の「所有者（Eigentümer）」とされていたが、再建の過程で役畜などを領主より貸与されるに従い、18世紀には農場所有権を欠く「隸役小作（Lassiten）」と呼ばれる地位に転化していた¹²⁾。

その後18世紀には再びコセーテ層を軸に、農民層の再建が進んだ。その過程で農民経済には次の3点において大きな変化が見られた。
①17世紀までフリーデルスドルフ領の農地は基本的にはオーデル低湿地の西側に広がる台地上にあったが、17世紀末頃より領主、農民、コセーテはいずれも低湿地に牧草地や放牧地を開拓し、農地を拡大していった。この過程で、コセーテは1戸当たり高台耕地29モルゲンに加えて、低湿地に14モルゲンの牧草

地を得た¹³⁾。②さらに1774年に3戸の農民農場と16戸のコセーテ農場の間で農地の再配分による農場規模の均等化 (Egalisierung) が実施され、1戸当たり高台耕地49モルゲン、低湿地牧草地17モルゲンを持つ均一規模の19戸の農民農場が形成された。全ての農民たちはこれによって平均4頭弱の役馬を有するに至り、領主から各自が週1日の連畜賦役を課されることになる¹⁴⁾。③最後に1782年3月26日に領主と農民の間で取り交わされた契約によって、農民は100ターレルの支払いによって、農場所有権を与えることが約束された¹⁵⁾。これによって、三十年戦争後1世紀半を経てようやく農民層の再建が完了したといえるのではないか。しかもこの契約は、後に述べるように、19世紀における領主制解体の形態をも規定することになる。

以上のように成立した19世紀初頭のフリーデルスドルフ領農民の階層的特徴を、ここで確認しておこう。先ず、農場規模の均等化によって、19戸の均質な農民層が形成されたことをあげねばならない。しかも19戸の農民は19世紀前半の領主制廃止の過程において農場を維持し、1842年の共有地分割に際しても、19戸の農地規模は均等化以来の同一規模を保っていた¹⁶⁾。19世紀前半の間に確かに、19戸体制が崩れる危険も存在した。最大の危機は、1838年に農民パチュケ (Patschke) が債務累積によって経営に行き詰まり、自宅放火による火災保険金詐取を試みた際に顕在化した。この時に農民たちがとった方針は、パチュケの義弟に農場を暫定的に経営させ、これを2名の農民が補佐し、さらに種糲などを農民全体で暫定経営者に貸し出すという方法であった¹⁷⁾。1840年にはこの農場はゴット

リープ・オストヴァルト (Gottlieb Ostwald) によって経営されていたが、この姓を持った農民をフリーデルスドルフの中にさらに2軒見いだすことができる¹⁸⁾。従ってこの人物が同村の農民関係者である可能性は高い。このように、19世紀前半においては、19戸の中から落伍しそうな農民農場を他の18戸が救済し、19戸体制を維持することに彼らは注意を払っていた。

次に、農民農場の経営水準について述べておこう。均等化後の19戸は農民と呼ばれることがある一方、正式にはコセーテと言われた。しかし1戸当たりの耕地49モルゲンは、プランデンブルクの標準的農民農場の規模である60モルゲンには達しないが、コセーテ農場の標準規模30モルゲンをはるかに凌駕していた。また彼らは領主農場に対する連畜賦役を実行するため、4頭の役馬維持を義務づけられていた。これは、役畜飼育の不十分さによって、領主に連畜賦役を負うことのないコセーテの一般的な能力を上回っている。従って、本研究では彼らを「農民」と呼ぶことにする¹⁹⁾。こうして18世紀の間に、19戸のコセーテは伝統的な農民経営の水準をほぼ取り戻すに至ったといえる。

しかし彼らがこの水準を上回って経営能力を高める可能性は、表向きは封じられていた。彼らは、共有地制度や耕地混在制によって独自の経営努力の可能性が制限されてもいた。特に村落の土地制度の維持には、隣人団体以上に領主の利害が貫かれていた。農民たちは各自が休閑地にエンドウ豆を年間1シェッフェルだけ播種することが認められていたとはいえ、領主が牧羊権を農民農場の休閑地に有していたため、これ以上の休閑地利用は禁止され、三圃制の維持が義務づけられていたのである²⁰⁾。

表1 フリーデルスドルフ村農民(コセーテ)19戸の家畜所有数

	1810年		1834年	
	総数	1戸平均	総数	1戸平均
馬	61	71	45	59
若駒	10	3.7	14	3.1
牝牛	74	3.9	57	3
仔牛	62	3.3	57	2.4
豚	78	4.1	57	3

典拠: BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.163, Bl.34-35,62; Nr.21, Bl.145

このように農耕に関する限りは、土地を集約的に利用し、栽培作物の多様化や飼料生産の増大へと大きく踏み出すことはできなかつたが、しかし畜産に関しては、18世紀に開発した豊富な牧草資源を利用して成長する可能性が開けていた。即ち農民は低湿地に17モルゲンの牧草地を有するばかりではなく、共同放牧地を全体で183モルゲン（1戸当たり10モルゲン弱）有しており、ここに各戸牛馬12頭分の放牧権を持つとともに²¹⁾、この他に領主の牧羊権を侵害しない範囲で、自らの休閑地に豚と鶯鳥を放牧する権利が認められていた²²⁾。確かに、統計資料上は農民たちの所有する家畜はこの基準を下回り、これらの権利を十分利用していたように見える（表1）。しかしハанс＝ハインリヒ・ミュラーによると、ブランデンブルクの農民は課税上の心配によって家畜の所有頭数を過少申告していた場合が多く、農民農場に関する家畜統計は正確さを欠くという²³⁾。フリーデルスドルフの統計数値も実態を下回っていた可能性が高い。特に、販売目的で一時的に飼育する肥育牛に関しては、統計には一切表れず、これらは表1の「家畜所有」に含まれていなかつたと考えられる。1808年にアルプレヒト・テアが指導するメークリン実験農場の調査団がフリーデルスドルフを訪れた際、ヴール（Wurl）という名の農民が牛の売買によって豊かな資

産を築き、3人の娘に多額の持参金を残したと記録している²⁴⁾。しかし1809年の統計では彼は牝牛4頭、仔牛1頭を有するにすぎず、翌1810年においても牝牛4頭、仔牛2頭以外には牛を持つとはされていなかつた²⁵⁾。統計上は、当時オーデル低湿地地方で盛んに取引されていた肥育牛を、ヴールが所有したとはなつていなかつたのである。しかし実際にはテアの調査団の記録にもあるとおり、豊かな牧草資源によって、フリーデルスドルフの農民も統計には現れない畜産を営んでいた可能性が高い。そうであるならば、穀作と役畜飼育を中心とした伝統的な農法から脱皮し、穀作に畜産などを組み合わせた新農法へと移行する条件を、農民たちも整えつつあつたとすることができるのではないか²⁶⁾。

以上の経過の意味するところについて、ここでまとめておこう。18世紀以降フリーデルスドルフでは農民身分が再建されたが、そこでは2つの特徴が顕著であった。先ず、1774年に農場の均等化が実施されて以来、規模の等しい19戸の農民農場が19世紀前半を通じて維持され、村落の中で安定的な階層としてあり続けたことである。これによって近世以来の領主と農民身分を軸とした伝統的な二元的構成の社会が、近代化の過程で再生することになった。この再生された構造において農民は、1782年に農場所有権の付与が認められるとともに、公式統計の数値を超えた家畜を所有することで、農法改革の準備を整えていた。

最後に農民以外の住民についても、簡単に述べておく。ブランデンブルクの農村では18世紀に、ビュドナー（Büdner）と呼ばれる小農地保有者層が形成された。彼らは村の中に小屋と菜園を保有すると同時に、領主や農民

農場に短期的な労働を提供していた。しかしフリーデルスドルフではこの階層をほとんど欠いており、これにかわって領主より小屋と菜園を貸し与えられるはするが、これに保有権を持たず、領主農場で日雇いとして雇用されるだけのアインリーガー (Einlieger) が形成されつつあった。

II 旧土地貴族の領地改革

1. 領地改革と農村公共圏

改革期の領主となるマルヴィッツ (Friedrich August Ludwig von der Marwitz) は、1793年の父の死去を受けてフリーデルスドルフ領を継承したが、当面は後見人の保護下にあったうえ、1790年より軍隊に勤務していたため、領主となった後も9年間は、自ら直接に領地を経営することはなかった。1802年に軍を除隊して領地に居住し、翌1803年以降、領主農場の経営改革を断行する。この時、農場経営の改革とともに、彼が真っ先に取り組んだのが学校改革であった。彼は1801年10月に既に、村の教会において学校改革の方針を村民に直接説明した上で、村落学校の教師に対して学校運営に関する指示書を与えていた。彼の領地改革構想は当時の土地貴族たちの知的動向から影響を受けたことは間違いないく、特にオーデル低湿地帯の周縁に領地を有するフリードラント夫人 (Frau von Friedland本名 Charlotte Helene von Lestwitz) のもとに通いながら、領地支配について学んでいた。夫人は低湿地帯の西辺に位置するクーネルスドルフ領を1788年に継承し、自ら領地経営に携わる一方²⁷⁾、出版人ニコライの邸宅をベルリンでの滞在場所としており、知識人の間でもよく知られた存在であった。加えてクーネルス

ドルフの彼女の館は農村的な環境にありながら、文化人のサロンとしての役割を果たしていた。娘 (Henriette Charlotte) と婿イツエンプリツ伯爵 (Graf Peter Ludwig Alexander von Itzenplitz) も含め、彼女一族がクーネルスドルフに形成した交流圏は、ロッホウ (Friedrich Eberhard von Rochow) などによって1791年にポツダム市に設立された「マルク経済協会」(Die Märkische Ökonomische Gesellschaft zu Potsdam) とともに、ベルリン=ブランデンブルクの農業・農村振興をめぐる文化的公共圏の核を形成したのである。クーネルスドルフは植物学などに関心を持つ知識人を集めただけではなく、身分を超えて農場経営に関心のある者たちの交流の場ともなった。従来のマルヴィッツ研究では、フリードラント夫人から受けた影響として農法改革のみが強調される傾向があるが²⁸⁾、彼の農村改革のプロジェクト全体を通じて、クーネルスドルフの知的世界から影響を受けたと見るべきであろう。そこでマルヴィッツが領地改革を開始した時期の、公共圏における農村改革の動向の諸特徴を、フリードラント夫人とともにマルク経済協会の議論の状況を踏まえて、確認しておきたい。

先ずブランデンブルクの農村改革においては、領主権を弱体化したり廃止するのではなく、むしろこれを積極的に利用することがロッホウによても、フリードラント夫人によても目指されていた。マルク経済協会の総会や機関誌において、ロッホウは賦役の廃止を提言していたが、これも現金貢租に負担の形態を変えることに主眼があり、領主権を廃棄することまでは意図していなかった²⁹⁾。さらに村落学校改革においても、領主は教会・

学校保護権 (Patronat) を発揮することによって、積極的にその整備に深く関与することを、ロッホウは提言していた。フリードランド夫人もどれほど領地の改革に熱心であったとしても、自ら農場経営を監督し、農民に対して「家母的支配」をふるうことで、それを実現しようとした³⁰⁾。マルク経済協会においても、フリードランド夫人のサロンにおいても、農村改革の中心的な主体として領主がみなされていたといえる。

領主が主導性を特にはっきり打ち出すことができたのは、領主農場の改革であった。ロッホウのように領内の学校改革に強い意欲を持つ者であっても、必ず領主農場の改革との関連が意識されていた³¹⁾。1792年にプロイセン学術アカデミーの懸賞論文のテーマとして「プランデンブルクへの穀草式農法導入の利点と弊害」を取り上げられると、これに関する賛否両論が公共圏で競い合い、この議論はマルク経済協会でも繰り広げられたが、貴族の中には領主農場への改良農法導入のために、これに強い関心を持つ者があらわれた³²⁾。フリードランド夫人の農場も穀草式農法を導入しており、1802年にはマルヴィッツが夫人の農場に通ったのも、改良農法を学び領主農場を改革するためであった。

土地貴族による農村改革の範囲は領主農場の経営を超えて領民支配にも及んでおり、領民に対する処遇は公共圏の議論でも俎上に上がっている。所領の経済は当時、生産方法の絶えざる刷新の必要性に直面しており、農村住民の思考や精神的態度もあわせて革新されねばならなくなつた。そのための方法として、村落学校改革がマルク経済協会の中心的テーマとなつた。協会の初代会長ロッホウが開設

したレカーン校は教育史研究においてはよく知られた存在であるが³³⁾、この他にも19世紀末には村落学校改革に取り組む貴族が目立つようになる。その中にフリードランド夫人もいた。夫人はケーネルスドルフの学校改革を実施し、教員の待遇改善や、教材・学校設備の充実などを図っている³⁴⁾。

農民の地位改善のために賦役労働の廃止も課題として浮上してきたが、しかしそれは領主権の根幹をゆるがしかねない施策でもあった。ロッホウはマルク経済協会で賦役の廃止を1791年に提起し、広く議論することを会員に求めていた³⁵⁾。ただし領地改革に臨んだ他の領主の中でも統一的な方針があったわけではなく、領主の立場にこだわるフリードランド夫人は賦役廃止を拒否し、その維持のために農民たちと裁判をたたかうことも恐れなかつた³⁶⁾。このように、領主権の根幹にかかる問題は、ロッホウの期待したようには、明確な方向性をもって公共圏で議論されていなかったとはいえないのが実状であった。

以上のごとき公共圏の動向の影響は、マルヴィッツのフリーデルスドルフ領改革の中にも見いだすことができる。マルヴィッツの改革は「村落学校改革」(1801/4年)、「領主農場の農法改革」(1803/4年)、「農民の週賦役廃止」(1809年)の順番で実行されていった。領主農場の経営改革は、別稿において独自に分析する予定であるので、本稿では村落学校改革と賦役廃止に限定して検討し、領主による改革の達成と限界を確認することにしたい。

2. 村落学校改革 (1801/4年)

マルヴィッツの学校改革は1801年10月から開始した。それは、1802年秋から冬にかけ

フリードランド夫人の下で集中的に農場経営を学ぶよりも前のことになる。カーグの研究では、マルヴィッツが夫人を知ったのは1802年であるとされているが、しかしそれ以前に既に面識を得ていたことが自伝の記述から確認できる³⁷⁾。仮に、村落学校改革を始めるに当たってマルヴィッツに影響を与えたのが夫人でなかったにしても、ロッホウとマルク経済協会の村落学校をめぐる活動は既にブランデンブルクではよく知られていた。マルヴィッツの学校改革は、ブランデンブルク土地貴族をめぐるこのような知的動向と無縁ではなかったであろう。なるほど18世紀末のブランデンブルク農村社会における学校改革として、ロッホウのレカーン校の試みが教育史研究においてよく知られた存在であるが、ノイゲバウアーは18・19世紀交のブランデンブルクにおいて、先進的な領主が領地改革の一環として学校改革を行っていたと述べ、ロッホウの学校改革が単独で傑出していたわけではないと主張している³⁸⁾。ここでノイゲバウナーが強調したことは、この時期の学校改革が国家ではなく、地域勢力のリーダーシップによるところが大きく、教会と学校の保護権者である土地貴族が聖職者とともに、重要な役割を演じていたということであった。1787年に国家は「学校局」(Oberschulkollegium)を設置し、学校行政を教会行政から形式的に分離したとはいえ、実態は「宗務局(ルター派)」(Oberkostistorium)とスタッフが重なり、国家は諸身分の「教会・学校保護権」にはなかなか介入せず、プロイセン改革以前は独自の学校行政を展開できずにいた。むしろ村落学校改革の主導権は地域社会の側にあった、以上がノイゲバウナーが述べたことである³⁹⁾。

フリーデルスドルフにおける村落学校改革でもまた、領主の学校保護権に訴えてマルヴィッツが実行したところに、特徴があった。彼の学校改革を検討する前に、これ以前のフリーデルスドルフの村落学校がどのような状態にあったのか、確認しておこう。

改革前に学校に通学した村の子供は3分の1にも達していないかったとマルヴィッツは述懐しており、また通学していた者も不規則で断続的にしか学校に通わず、読むことができない者が多く、書くことのできる子供は20人に1名程度しかいなかった⁴⁰⁾。フリーデルスドルフで子供たちが書き方を学校で学ぶためには、特別な授業料を追加的に負担せねばならず⁴¹⁾、このことが識字率の停滞の理由になっていた。

こうしたフリーデルスドルフの学校事情は、ブランデンブルクの村落学校ではごく平均的なものであった。ノイゲバウナーによるならば、一般的に学校はたいてい冬期間にのみ開校され、しかもこの間でさえ頻繁に休校となるため授業日はごく限られていた。一方、子供の側も堅信礼より前に就学を打ち切り、10歳頃までしか通わない場合が多くあったという。この結果、読むことは学んでも、筆記の授業はおろそかにされ、計算はほとんど教えられていなかつた⁴²⁾。

マルヴィッツは領地に常時居住し、自ら領地改革に取組み始める前年の1801年10月に既に、村の教会において村民に対して学校改革の方針を直接説明した上で、村落学校の教師に対して学校運営に関する指示書を与えていた。この演説原稿と指示書によりながら⁴³⁾、マルヴィッツの学校改革について説明することにしよう。まず学齢を明確にして、5歳か

ら堅信礼 (Konfirmation) までとした上で、親に対して子供の通学を義務づける一方、子供が規定通りに通学する場合は、親の学費負担を免除した。逆に通学を怠った場合は、週4日以上の欠席については親には週6ペニヒの授業料支払いを、週2～3日欠席して月合計6日以上に欠席日が累積した場合は、6日を単位に6ペニヒの授業料支払が義務づけられた。規定通りに通学する児童のみが、授業料を免除されたのである。授業内容に関しては、ブランデンブルクの村落学校では「読み方」のみが教えられるのが一般的であったが、フリーデルスドルフでは「筆記」と「計算」も授業内容に加えられた。授業内容追加による教師の授業負担増大分については、親や村落には授業料や財政負担は求めず、領主の責任で教師に加給を与えることにした。加えて、教師は子供の勉学状況を記録にとることが義務づけられ、全員分の出席簿を作成するとともに、各自の態度や学習状態について記録を作成し、これを週末に定期的にマルヴィッツに提出することが求められた。なお学校の開設は冬期に限定し、子供たちの農業労働が増す夏期は閉鎖されていた。

マルヴィッツは学校改革を行うにあたって、キュストリン市の聖職者アレント (Johann David Arend) の助言を得て行ったと自ら認めており⁴⁴⁾、このような土地貴族と聖職者の協力関係は、18・19世紀交の農村教育改革の典型的な事例といってよかつた。しかしアレントの活動拠点のキュストリン市がたとえフリーデルスドルフから20キロに満たない位置にあるとはいえ、彼はフリーデルスドルフの学校を監督する立場ではなく、しかもフリーデルスドルフの教会（ルター派）とは宗

派の異なる改革派の聖職者であった。このことでよけい、マルヴィッツの学校改革に不満を持つ村民との間で、以下のようなあつれきを生む結果となった。

マルヴィッツの方針に村民が反発を覚えた最大の理由は、開校期間が冬期に限定されていたとしても、学校通学が年長の子供たちの労働や奉公の障害になったことにあったと思われる。特に問題とされたのは堅信礼の扱いであった。彼は堅信礼の儀式を規定通り15歳で与えるように、牧師のヴォルフに命じていた。しかし村民たちは、早期の労働と奉公実現のため14歳以下でもこれを実施するよう牧師に要請し、ヴォルフはこれを引き続き認めていたのである。しかもヴォルフはこれまで、未就学児童にまで堅信礼の儀式を施しており、このことがマルヴィッツの牧師に対する不満の原因となった⁴⁵⁾。他方、ヴォルフの立場からするならば、他宗派の聖職者の方針が自分の管轄下の学校運営に影響を与えることは、たとえ保護権者である領主からの命令であったとはいえ、過剰な介入と映ったことは間違いない、彼が村民の立場にはっきりと立った一因であったと思われる⁴⁶⁾。マルヴィッツは1803年に、フリーデルスドルフの教会・学校を監督する立場にあったフランクフルト(O)の教会・学校査察官 (Inspektor) に問題状況を説明し、査察の実行と領主への支援を訴えたが、これもかなわなかった⁴⁷⁾。結果的に、教会・学校関係の最高官庁である「宗務局」に1803年末に学校査察の請願を提出したことを契機に、ようやく1804年3月に査察が実行され、ヴォルフは学校運営をマルヴィッツの意向に沿って実施することを約束することになった⁴⁸⁾。

以上のごとく、19世紀初頭におけるフリーデルスドルフ領での学校改革では、地元の村民ばかりか、村の牧師、教会・学校監督官庁もこれには消極的であり、もっぱら学校保護権者である土地貴族のリーダーシップによって行われた。従来の村落学校の状態は、伝統的な農業経済に慣れ親しみ、子女を農場での労働を通じてしつけていた農民にとって、適合的で都合のよいものであり、他方、十分な給与を受けられず、農業や手工業などの副業に従事した教員にとっても授業負担の軽いことは望ましいことといえた。しかもこうした態度を、聖職者や教会・学校査察官までもが容認していたことがうかがえる。プランデンブルク史研究においては、村落社会の権力関係に関し、領主と領民の間の媒介的地位に立つ者、即ちシュルツエ（村長・裁判役）や牧師の任命に関して、領主の任命権が絶対的ではなく、領民の同意にも依存していたことが重視されている⁴⁹⁾。フリーデルスドルフ領では、領主自身がこのような力の均衡を自ら崩し、領主の教会・学校保護権をてこに学校改革を推し進めたといえる。必ずしも、領主権は封建的領主制の固定化にばかり作用したのではなかったことが、以上の経過から明らかになるのである。

しかしこの時の改革を学校制度の近代化という視点から見るならば、領主権によって行われた改革であるがゆえの制約を免れることができなかつたことも、看過されてはならない。このことは学校教員の処遇に現れている。学校教員は引き続き完全に教会制度の中に位置づけられ、教員としてばかりではなく「教会番」(Küster) として村落社会の中では位置づけられ、オルガン演奏や合唱指導、教会堂

の清掃、鐘つきなどを重要任務としていた。これらの任務は19世紀前半を通じて教員の職務であり続けたのであり、彼らは教員としての職務に打ち込める状態にはなかった。当時教員として得る現金報酬は、領主から温情的に与えられる36ターレルに限定されていたのに対し、現物給付なども含めて彼が得た年間の報酬総額は貨幣に換算して120ターレル程度となった。しかもこのうち約80ターレルは、教会番に認められた牧草地や放牧地の用益権から構成されていた⁵⁰⁾。マルヴィッツは教員としての職務のために、保護権者として自ら現金給与を負担したが、これのみによつては教員の職務に専念できなかつたのである。しかもマルヴィッツは、教員が生徒の保護者（農民その他）から授業料を徴収することを認めてはいなかつた⁵¹⁾。授業料の欠落は教員の経済的基盤を狭める一方、経済負担の代償として学校運営に参加する機会を村落から奪う結果となつた。学校制度がこれ以上に発展するためには、教員に対する領主の温情的な給与や教会番としての収入を超えて、村落による学校財政の整備が必要とされていたのである。

3. 週賦役の廃止（1809年）

農場領主制なる領主制形態は、農民農場を接收して領主農場を拡大したり、あるいは賦役によって農民農場に一方的に負担を課すというのが一般的な觀念であったが、近年、飯田恭によって、むしろ農場領主制は農民農場に対する社会的規律化作用を持つことが論証された。即ち、農民經營に自律を求め、相続に際しても不適格者を排除し、農場維持能力を欠く農民は強制的に退去 (Exmission der

Untüchtigen) させていた点に、領主権の一機能を飯田は見いだしている⁵²⁾。領主が農民経営の自律にこだわったのは、連畜賦役などで十分な実行能力を農民に求めたからであり、その意味では賦役の賦課は農民経営に自律化、機能強化を求める根拠にもなっていた。しかし18世紀末には領主制支配の合理化のために、領主権を賦役廃止に向けて行使するという、これまでとは異なった動向が目立つようになった。18世紀前半に既に、ブランデンブルクの御領地では農民に農場所有権を認め、賦役を廃止した上で負担を貨幣化する傾向がみられたが⁵³⁾、一部の貴族領にもこれに呼応する動きがあらわれたのである。例えば1797年にマルク経済協会の機関誌では、ロッホウがレカーン領のゲッティン村で実践した賦役廃止の取組を紹介している⁵⁴⁾。ここでロッホウは、農民にとっての賦役廃止の効用ばかりではなく、領主にとっても有益であることを力説していた。このように、プロイセン改革前に領主がこれに踏み切る必然性を感じ取っていたかどうかは、賦役廃止の実現にとって決定的に重要であった。

以上を踏まえて、フリーデルスドルフ領の領主による賦役廃止が何を目指して実行されたのか、検討することにしよう。1809年まで同領の農民には週賦役と年賦役の2種の賦役が課されていた。このうち週賦役は同年11月2日に領主と農民の合意により廃止された⁵⁵⁾。それまで19戸の農民は、週1日の連畜賦役を負担する他に、夏期3ヶ月、即ち聖ヨハネ祝日（6月24日）から聖ミカエル祝日（9月29日）には男子手賦役を週3日、女子手賦役を週3日、残りの9ヶ月間は男子手賦役を週2日義務づけられていた。19戸の農民が負担し

た週賦役の労働日数を合計すると、連畜賦役は年間988日、男子手賦役は2,223日、女子手賦役は893日になった。ブランデンブルクの農民の中には連畜賦役を週2日以上負担していた場合が少なくなく、フリーデルスドルフ領の農民の連畜賦役は比較的軽微であったが、その理由としては、彼らの農場規模が1戸当たり耕地約50モルゲンと小規模である上、役馬飼育数が4頭に満たず、自農場と領主農場を同時に支える能力に欠けていたことが考えられる。

以上の週単位で課される賦役の他に、農民は各戸、年賦役として3日の連畜賦役を負うとともに、牝牛への種付けの代償として年2日の連畜賦役に加えて、年1日の穀物運搬賦役を引きうけていたので、年単位で課される連畜賦役は合計で6日となった。この他に年6日の男子手賦役が課されていた。これらはともに農繁期に集中的に利用されていた。連畜賦役は耕耘作業に、手賦役は牧草の刈り取りに投入された。19戸合計で前者は年間114日、後者も114日の労働日数となった。週賦役に比べると量的に限られているとはいえ、農繁期に集中的に投下できる年賦役は貴重であるとマルヴィッツは評価していた⁵⁶⁾。

1809年11月2日に、マルヴィッツは19戸の農民と契約を結び、以上のうち週賦役は全て廃止し、代償として年に20シェッフェルのライ麦貢租を各戸に義務づけた。この時農民側から賦役負担に対してどのような要望があったのかは史料的には確認できないが、ナポレオンの占領下で賠償負担の重圧に苦しむシュレージエンやブランデンブルク農民たちの間で、1809年から10年にかけて反賦役闘争に立ち上がる者たちが目立つようになっていたことは、ここで想起する必要がある⁵⁷⁾。フリー

デルスドルフの農民たちはこのような表だった運動を展開していなかったとみてよいが、当時、彼らは国家への租税滞納額を累積させており、マルヴィッツは週賦役の廃止の理由を、フランス軍占領負担によって疲弊した農民の経営を支援するためであると説明していた⁵⁸⁾。しかしそればかりが理由であったとは考えづらい。フリーデルスドルフの領主農場で1803年以降に実施した輪裁式農法が、週賦役とは適合しなかったことこそ、週賦役廃止の最大の原因ではなかつたか。この農法における多種多様な作物栽培サイクルの交錯、労働内容の複雑化、頻繁な労働需要の増減に対応するには、マニュアル化された週単位の賦役労働は適合的ではなかつた。加えて賦役廃止の代償として支払われる穀物貢租が、農法改革によって需要の増大した日雇労働賃金の有力な財源になつた。まさにこのことこそが週賦役を廃止した決定的な理由ではなかつたろうか。実際に19人の農民が週賦役に代わつて負担するライ麦貢租は、合計で年間16ヴィスペル（1 Wispel=1,319リットル）弱になつた。マルヴィッツは貨幣価値に換算して、このライ麦貢租は廃止される週賦役の半分程度にしかならないと計算していたが⁵⁹⁾、しかし1802年の記録によると領主農場自体のライ麦収穫量は57ヴィスペルであったから、ライ麦貢租量は農場経営にとっては軽微な量ではなかつたのである。それに対して、年賦役として農民に課す年6日の連畜賦役と6日の男子手賦役はその後も維持されるが、繁忙期に、臨機応変に利用できる年賦役のほうが輪裁式農法にも適合可能であった。

このように1809年の賦役の廃止とその範囲は、領主の裁量によって定められ、その際

には領主農場における農法改良の利益に沿つて内容は決定され、廃止の対象は週賦役に限られた。1790年代のロッホウによるゲッティン村での賦役廃止でさえ週賦役のみに限定されており、彼もまた農繁期の労働需要に対応するために、臨時の賦役、即ち年賦役を廃止するのは困難であることを認めていた⁶⁰⁾。加えて賦役賦課の権利は領主権の根幹を成していた。このため領主権の維持を至上命題としていたマルヴィッツにとって、残存する年賦役の廃止は容認しがたいことであったのではないか。結局、領主と対等の立場で、農民たちが賦役の廃止を交渉することが可能にならない限り、賦役の全面的廃止と領主権廃絶の手続きに入ることは、改革的な土地貴族の所領でも想定されてはいなかつた。その実現は、プロイセン改革によって領主制廃止のための法的枠組みが変わることではじめて可能になったのである。（次号に続く）

註

- 1) 18世紀のプランデンブルク土地貴族の領地支配と農村構造に関しては、山崎彰『ドイツ近世的権力と土地貴族』未来社、2005年、第3章、を参照。
- 2) 松田智雄「ユンカー経営の成立と「中間層」農民」『新編「近代」の史的構造論—近代社会と近代精神、近代資本主義の「プロシャ型」』ペリカン社、1968年。
- 3) Hartmut Harnisch, Kapitalistische Agrarreform und Industrielle Revolution. Agrarhistorische Untersuchungen über das ostelbische Preußen zwischen Späfeudalismus und bürgerlich-demokratischer Revolution von 1848 / 49 unter besonderer Berücksichtigung der Provinz Brandenburg, Weimar, 1984.

- 4) 18世紀以前に関しては、かかる視点からの研究蓄積が近年進んでいる。Jan Peters (Hg.), Konflikt und Kontrolle in Gutsherrschaftsgesellschaften, Göttingen, 1995; Heinrich Kaak, Eigenwillige Bauern, ehrgeizige Amtsmänner, distanzierte fürstliche Dorfherren. Vermittelte Herrschaft im brandenburgischen Alt-Quilitz im 17. und 18. Jahrhundert, Berlin, 2010.
- 5) Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam (BLHA), Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf.
- 6) Wolfgang Neugebauer, Bildungsreformen vor Wilhelm Humboldt. Am Beispiel der Mark Brandenburg, in: Jahrbuch für Brandenburgische Landesgeschichte, Bd.41, 1990 (以下 Bildungsreformen vor Wilhelm Humboldtと略); W. Neugebauer, Die Schulreform des Junkers Marwitz. Reformbestrebungen im brandenburg-preußischen Landadel vor 1806, in: Peter Albrecht / Ernst Heinrich (Hg.), Das niedere Schulwesen im Übergang vom 18. zum 19. Jahrhundert, Tübingen, 1995 (以下 Die Schulreformと略).
- 7) 松田智雄、前掲著。
- 8) H. Harnisch, a.a.O., S.95f.
- 9) Reinhard Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution. Allgemeines Landrecht, Verwaltung und soziale Bewegung von 1791 bis 1848, 3. Auflage, Stuttgart, 1981, Kap.2; Barbara Vogel, Allgemeine Gewerbefreiheit. Die Refompolitik des preußischen Staatskanzlers Hardenberg(1810-1820), Göttingen, 1983, S.106-132.
- 10) Monika Wienfort, Patrimonialgerichte in Preußen. Ländliche Gesellschaft und bürgerliches Recht 1770-1848/49, Göttingen, 2001; M.Wienfort, Preußisches Bildungsbürgertum auf dem Lande 1820-1850, in: Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte, NF., Bd.5, Hft.2, 1995.
- 11) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr. 19, Bl.1-17; Nr.253, Bl.3.
- 12) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.20, Bl.11.
- 13) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.25-39.
- 14) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.160, Bl.8f.
- 15) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.21, Bl.125.
- 16) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.103f.
- 17) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.139, Bl.150f.
- 18) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.20, Bl.101.
- 19) 相変わらず彼らはコセーテと呼ばれていたが、実態上は農民と言っても差し支えなかった。マルヴィッツ研究者のフリーも彼らを「農民(die Bauern)」としている。Cf. Ewald Frie, Friedrich August Ludwig von der Marwitz 1777-1837. Biographien eines Preußen, Paderborn, 2001, S.122-126.
- 20) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.103f.
- 21) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.19, Bl.115.
- 22) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.21, Bl.127.
- 23) Hans-Heinrich Müller, Die brandenburgische Landwirtschaft im Spiegel der Berichte des preußischen Landeskonomiekollegiums um die Mitte des 19. Jahrhunderts (ca.1840-1860), in: Jahrbuch für Brandenburgische Landesgeschichte, Bd.45, 1994, S.136.
- 24) Annalen des Ackerbaus, Bd.8, 1808, S.131f.
- 25) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.163, Bl.13f., 34f.
- 26) 領主農場において先行して農法改良の試み

- が実施され、これを農民たちがつぶさに観察できる立場にあった。特に重要なことは、19世紀前半の領主農場にはフリーデルスドルフ農民出身の農場監督や奉公人が絶えず雇用されており、これらの親族を通じて農民たちは改良農法の詳細な知識を得られる立場にあったことである。たとえば同村の農民出身のキーツァー (Kietzer) は1827年から34年に死去するまで、領主農場の農場監督として領主農場經營をひきいており、マルヴィッツから全幅の信頼を得ていた (BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.180, Bl.150-152)。
- 27) Heide Barmeyer, Wirtschaftlicher Pioniergeist im Oderbruch um 1800, in: Forschungen zur Brandenburgischen und Preussischen Geschichte, NF., Bd.12 Hft.1, 2002, 54-73; Heinrich Kaak, Vermittelte, selbstständige und maternale Herrschaft. Formen gutsherrlicher Durchsetzung, Behauptung und Gestaltung in Quilitz-Friedland (Lebus/Oberbarnim) im 18. Jahrhundert (以下Vermittelteと略), in: J.Peters (Hg.), a.a.O., S.90-94.
- 28) E. Frie, a.a.O., S.131f.
- 29) Annalen der Märkischen Oeconomischen Gesellschaft zu Potsdam, Bd.3, Hft.1, 1797, S.134f.
- 30) H. Kaak, Vermittelte, S.90-94.
- 31) Frank Tosch, Beförderung der Nahrungs geschäfte und Bildung des Menschen. Friedrich Eberhard von Rochow und die Märkische Ökonomische Gesellschaft zu Potsdam, in: Hanno Schmitt/F.Tosch (Hg.), Vernunft fürs Volk. Friedrich Eberhard von Rochow 1734-1805 im Aufbruch Preußens, Leipzig, 2001, S.59-71.
- 32) Hans-Heinrich Müller, Akademie und Wirtschaft im 18. Jahrhundert. Agrarökonomische Preisaufgaben und Preisschriften der Preußischen Akademie der Wissenschaft, Berlin (O), 1975, S.136f., 224-253; Annalen der Märkischen Oeconomischen Gesellschaft zu Potsdam, Bd.1 Hft.2, 1793, S.88-121.
- 33) 増井三夫『プロイセン近代公教育成立史』亜紀書房、1996年、第6章；寺田光雄『民衆啓蒙の世界像—ドイツ民衆学校読本の展開』ミネルヴァ書房、1996年。
- 34) H. Kaak, Vermittelte, S.93.
- 35) Annalen der Märkischen Oeconomischen Gesellschaft zu Potsdam, Bd.3, Hft.1, 1797, S.131-136.
- 36) H. Kaak, Vermittelte, S.94-101.
- 37) H. Kaak, Vermittelte, S.93; Friedrich Meusel (Hg.), Friedrich August Ludwig von der Marwitz. Ein märkischer Edelmann im Zeitalter der Befreiungskriege, Bd.1, Berlin, 1908, 202f.
- 38) W. Neugebauer, Bildungsreformen, S.243.
- 39) W. Neugebauer, Absolutistischer Staat und Schulwirklichkeit im Brandenburg-Preussen, Berlin (以下Absolutistischer Staatと略), 1985, S.102-119; W.Neugebauer, Bildungsreformen vor Wilhelm Humboldt, S.242-249; W. Neugebauer, Die Schulreform, S.283-288.
- 40) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.7,9.
- 41) W. Neugebauer, Schulreformen vor Wilhelm Humboldt, S.266.
- 42) W. Neugebauer, Absolutistischer Staat, S.471-482; W. Neugebauer, Bildungsreformen vor Wilhelm Humboldt, S.226-227.
- 43) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.1-5.
- 44) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.7. アレントはマルヴィッツの2人の弟の教育者であり、思想家シュライエルマハーとも知己の間柄であった。Cf. E.Frie, a.a.O., S.47; BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.12f.; Friedrich Schleiermacher, Kritische Gesamtausgabe. Briefwechsel und biographi-

- sche Dokumente, Bd.5, Berlin, 1999, S.364.
- 45) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.9-10.
- 46) 聖職者の任命にあたっては保護権者の領主ばかりではなく、教区の村民たちの意向も重要な判断材料となっていた。また教会の維持にも領主とともに村落の負担は重要であった。このため聖職者は村民たちとの関係に関しても配慮しなければならなかった。以上は、ブランデンブルク史研究でも、エンダースらがこれまで強調してきた点である。たとえば、Lieselott Enders, Die Landgemeinde in Brandenburg. Grundzüge ihrer Funktion und Wirkungsweise vom 13. bis zum 18. Jahrhundert (以下Landgemeindeと略), in: Blätter für deutsche Landesgeschichte, Bd.129, 1993, S.246f.; L. Enders, Schulz und Gemeinde in der Frühneuzeitlichen Mark Brandenburg, in: Thomas Rudert/ Hartmut Zückert (Hg.), Gemeindeleben, Köln/ Weimar/Wien, 2001, S.136-138.
- 47) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.9-11.
- 48) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, N.111, Bl.12-21.
- 49) L. Enders, Landgemeinde, S.200-205.
- 50) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.113, Bl.8.
- 51) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.111, Bl.2.
- 52) Takashi Iida, Ruppiner Bauernleben 1648-1806. Sozial- und wirtschaftsgesellschaftliche Untersuchungen einer ländlichen Gegend Ostelbiens, Berlin, 2010, S.21-25, 105-129.
- 53) Georg Friedrich Knapp, Die Bauernbefreiung und der Ursprung der Landarbeiter in den älteren Theilen Preußens, Bd.1, 1927, S.81-114.; L. Enders, Uckermark. Geschichte einer kurmärkischen Landschaft vom 12. bis zum 18. Jahrhundert, Weimar, 1992, S.432-440, 591-600; L. Enders, Prignitz. Geschichte einer kurmärkischen Landschaft vom 12. bis zum 18. Jahrhundert, Potsdam, 2000, S.1033-35.
- 54) Annalen der Märkischen Oeconomischen Gesellschaft zu Potsdam, Bd.3, Hft.1, 1797, S.131-136.
- 55) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.21, Bl.129.
- 56) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.21, Bl.136
- 57) Bernd von Münchow-Pohl, Zwischen Reform und Krieg. Untersuchungen zur Bewußtseinlage in Preußen 1809-1812, Göttingen, 1987, S. 263-278.
- 58) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.21, Bl.135.
- 59) BLHA, Pr.Br.Rep.37, Friedersdorf, Nr.21, Bl.133f.
- 60) Annalen der Märkischen Oeconomischen Gesellschaft zu Potsdam, Bd.3, Hft.1, 1797, S.136.